

はじめに

外国人受入れについての書籍が近頃たくさん出版されているなか、本書を手に取っていただき、どうもありがとうございます。

新しい在留資格「特定技能」が創設されることが決まってからというもの、外国人の受入れは以前にも増して注目され、ニュースなどで連日のように耳にするようになりました。

私は外国人技能実習制度の養成講習や外国人受入れに関するセミナー講師などで全国を飛び回っていますが、企業の皆様とお話しするなかで、外国人を労働力としてではなく人として受け入れることが、外国人が企業に定着し戦力となる、ひいては日本の将来を決める、大事なことであるとの思いを強くしています。

私がお会いする企業の皆様は、外国人のために親身になっている方ばかりです。「技能実習生の住環境で困ったことがないか心配なので、まめに訪問したいのですが、1週間に1回では多過ぎるでしょうか？」本人たちのプライバシーもありますから、「頻繁過ぎると嫌がられますよね？」などのご質問を受けることもよくあります。実際のところ、同じ宿舎で生活している技能実習生の人数や人間関係、宿舎と会社の距離や通信状況等にもよりますし、明確な回答をお伝えできないこともあります。しかし、担当者の話し方や人柄などから、技能実習生との関係が良好であることはおおむね想像がつくため、小さな課題はあったとしても、おそらく大きなトラブルには発展しないだろうと思っています。

外国人については、悲しい事件などのニュースもよく耳にします。そういうときは、「どうやったら防ぐことができるでしょうか？」と受講生の方々に聞いてみることもあります。そうすると「事件が起こる前に、様子がおかしいことは周りも絶対気づくはず。そこで何らかの対策が取れるのではないか」「うちの会社では定期的な食事会などでコミュニケーションを取っています。そうすることで、良い関係を保てるのではないか」など、色々なご意見をいただけます。技能実習生や外国人従業員たちと日ごろ真摯に向き合っている姿がここでもわかります。そうやって一緒に過ごした実習生や外国人従業員たちとは、帰国後も連絡を取り合い、結婚式に呼ばれることなどもあるそうです。

このように、外国人を労働力としてではなく、人として大切にしている企業はたくさんあります。こういう企業で働く外国人は、時につらいことがあるとしても、必ず成長でき、信頼で結ばれた絆は、きっとこれからも続くものだと確信します。そのような企業や外国人の方が増えていくことを願うばかりです。

●執筆者：永井知子

私は1人で執筆したりセミナーをしたりするよりも、優秀な先生方と協力して、より良い仕事ができたときが実は一番嬉しいです。今回の書籍では、社会保険労務士の橋本裕介先生、行政書士の鳥居さくら先生と一緒に執筆できて本当に楽しかったです(^^)。3人でミーティングしたり、チャットワークで情報交換したりするなかで、教わることも多く大変勉強になりました。このメンバーでセミナーも開催するので、引き続き頑張ります(^^)。

なお私は東京都社会保険労務士会の新宿支部広報委員会のメンバーでもあります。新宿支部広報委員会では、委員が独自取材のうえ執筆した労働・社会保険・人事関連の記事をホームページ上で掲載しています。私のほうでは主に外国人雇用に関する記事を担当しています。今後も記事を増やしていきますので、ぜひ、東京都社会保険労務士会新宿支部 HR NEWS TOPICS <http://sr-shinjukushibu.jp/hrnews/> もご覧いただけますと幸いです。

●執筆者：鳥居さくら

私の学生時代にも日本に興味を持つ外国人は多くいましたが、物理的にも心理的にもまだ日本 = the Far East (極東) という感覚でした。当時は「いつかは日本に行ってみたい」 ⇄ 「いつかは日本に遊びに来てね」が挨拶でした。

それから約15年が経ち、日本政府の「Visit JAPAN キャンペーン」や「留学生30万人計画」がスタートしました。そして今年2019年にラグビーワールドカップが日本で行われ、2020年夏には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。日本に観光に来る外国人だけではなく、日本で働き、生活する外国人も急増しました。

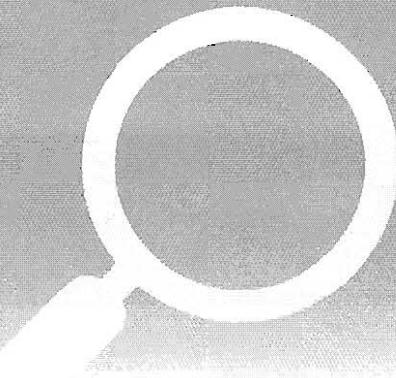
「いつか」が身近になったのが嬉しい反面、日本の在留管理制度が複雑すぎることに、実務を通じて未だに頭を抱えることもしばしばです。

社会保険労務士の永井知子先生、橋本裕介先生と本書を執筆する機会をいただき、3人で伝えたいことを盛り込んでいたら内容も分量もマッチョな本となりました！

●執筆者：橋本裕介

私の働く職場には多くの外国人スタッフが在籍しています。また、取引先にも技能実習生などの外国人が多く働いています。最近、企業が率先して彼らの考え方や発想を理解することが、事業の国際化への第一歩だと思うことがあります。例えば、賃金1つとっても、日本では職務遂行能力を重視する「職能給」が主流であるのに対して、多くの外国人は仕事の内容や職務の価値で賃金を決定する「職務給」で決定されるべきという考えを持っています。どちらも一長一短はありますが、そのような違いがあること知っているか、いないかだけでも彼らの受け方は変わってきます。

今後、少子高齢化の進展に伴う我が国の労働力不足はさらに深刻化していく、外国人の労働力はなくてはならないものとなっていくでしょう。そのような世の中の流れにあって、外国人をもっと身近な存在として広く受け入れてほしいという思いで、執筆者一同本書を執筆いたしました。本書を手に取っていただいたみなさんが、これから職場に迎え入れる外国人のみなさんと明るく楽しい職業生活が送れることを願っています！



CONTENTS

第1章 外国人受入れ、就労拡大へ ～外国人採用・雇用のターニングポイント～

1 出入国在留管理庁の設置	16
2 新在留資格の創設～在留資格「特定技能」とは～.....	18
1) 在留資格「特定技能」創設の背景および目的	18
2) 在留資格「特定技能」の概要	18
① 特定産業分野と業務区分	18
コラム 技能実習の職種と特定技能分野の今後に注目！～「溶接」を一例に～	22
② 「特定技能1号」と「特定技能2号」	22
③ 外国人受入れ見込数	24
④ 受入れ可能な外国人の国籍	25
3) 特定技能外国人本人の要件	26
① 試験合格（技能試験+日本語試験）⇒基本ルート	27
② 技能実習2号修了生⇒特例ルート	29
4) 在留諸申請の記入例と記載のポイント	31
■在留資格認定証明書交付申請書（特定技能1号・2号）	32
■在留資格変更許可申請書（特定技能1号・2号）	48
■在留期間更新許可申請書（特定技能1号・2号）	64

第2章 新在留資格「特定技能」外国人の受け入れと留意点

1 特定技能1号・2号受け入れの目的	82
2 1号特定技能外国人支援計画書の作成	85
1) 支援計画書の作成と提出	85
2) 特定技能外国人支援計画に盛り込む10項目	86
■ 1号特定技能外国人支援計画書	88
3 特定技能外国人の報酬	102
■ 特定技能外国人の報酬に関する説明書	104
(比較対象となる日本人労働者がいる場合)	104
(比較対象となる日本人労働者がいない場合 (賃金規程あり))	107
(比較対象となる日本人労働者がいない場合 (賃金規程なし))	110
4 特定技能外国人との雇用契約	112
■ 特定技能雇用契約書	114
■ 雇用条件書 (別紙「賃金の支払」を含む)	116
■ 支払費用の同意書及び明細書	122
■ 特定技能雇用契約に係る届出書	124
(契約内容に変更が生じた場合)	124
(契約が終了した場合)	128
(新たな契約を締結した場合)	132
5 事前ガイダンスの実施	136
■ 事前ガイダンスの確認書	138
6 技能実習生に関する評価調書	140
■ 技能実習生に関する評価調書	142
7 生活オリエンテーションの実施	146
■ 生活オリエンテーションの確認書	148
8 定期面談の実施	150
1) 定期面談報告書の作成	150
■ 定期面談報告書 (1号特定技能外国人用)	152
■ 定期面談報告書 (監督者用)	156

9 特定技能外国人を雇用している企業が必要となる定期的な届出	160
1) 受入れ状況に係る届出書	160
■受入れ状況に係る届出書	162
2) 支援実施状況に係る届出書	165
■支援実施状況に係る届出書	166
3) 活動状況に係る届出書	175
■活動状況に係る届出書	176
■報酬支払証明書	182
10 特定技能外国人の求人方法	184
1) 元技能実習生に直接コンタクトを取る	184
2) 自社のホームページ等で募集する	184
3) ハローワークを利用する	185
4) 民間の職業紹介事業者を利用する	185
5) 海外の人材紹介会社を利用する	185
11 登録支援機関の利用	186
12 特定技能における分野別の協議会への加入	188
コラム 特定技能1号技能測定試験	189
13 特定技能外国人の退職および転職	191
■受入れ困難に係る届出書	192

第3章 外国人雇用の基礎知識

1 外国人労働者とは	200
1) 外国人労働者とは	200
2) 外国人労働者の類型	200
2 日本で働く外国人労働者の状況	203
1) 外国人労働者数	203
2) 国籍	204
3) 在留資格	204

4) 外国人労働者を雇用している事業所の規模	205
3 外国人労働者に適用する法令	206
1) 外国人労働者に適用する法令	206
2) 外国人の雇用管理	207
3) 外国人労働者への法令の周知	210

第4章 在留資格制度 ～知っておくべき入管手続のイロハ～

1 在留資格とは？	212
1) 確認しておこう！「ビザ（査証）」と「在留資格」	212
2) 在留資格にはどんな種類があるの？	213
2 在留カードとは？	216
1) 外国人にとっての在留カード	216
2) 在留カードが交付されない外国人	216
3) 外国人を雇うときの在留カード確認のポイント	218
4) 在留カードの再交付申請	221
■在留カード再交付申請書（紛失再交付）	224
■在留カード再交付申請書（汚損等再交付）	226
■在留カード再交付申請書（交換希望）	228
■手数料納付書	230
■在留カード漢字氏名表記申出書	232
3 入管手続の概要、およびスケジュール	234
1) 在留資格認定証明書交付申請	234
コラム 注意しようー在留資格認定証明書交付申請のタイミング	237
■在留資格認定証明書交付申請書	238
■理由書（様式自由）	250
2) 在留資格変更許可申請	252
■在留資格変更許可申請書	254
■在留資格変更許可申請理由書（様式自由）	266
3) 在留期間更新許可申請	267

コラム 雇用契約書の給与額と課税・納税証明書の総所得額は適正ですか？	
271	
■在留期間更新許可申請書	272
4) 在留資格取得許可申請	284
■在留資格取得許可申請書（出生による在留資格取得の場合の記載例）	286
5) 資格外活動許可申請	288
■資格外活動許可申請書	292
■資格外活動許可申請書（新規で入国する留学生用）	294
コラム 週28時間の考え方とは？	296
6) 就労資格証明書交付申請	297
■就労資格証明書交付申請書	300
■会社概要及び雇用理由書（様式自由・任意提出）	302
■外国人社員リスト（様式自由・任意提出）	304
■転職理由書（様式自由・任意提出）	305
7) みなし再入国許可と再入国許可申請	306
■再入国許可申請書	310
■再入国許可期限証明願	312
■委任状	313

第5章 在留資格取得の基準とポイント

1 在留資格取得の基準とポイント	316
2 在留資格の種類	319
1) 就労できる主な在留資格	319
① 技術・人文知識・国際業務	320
② 企業内転勤	322
③ 技能	323
④ 介護	328
2) 日本への投資、起業、経営や管理に関わる在留資格	330
① 経営・管理	330

3) 近年注目される在留資格	333
① 高度専門職	333
コラム 国際業務では高度専門職を取得できないのは本当？	337
■高度専門職ポイント計算表	
(高度専門職第1号イ・高度専門職第2号) (参考書式)	338
(高度専門職第1号ロ・高度専門職第2号) (参考書式)	340
(高度専門職第1号ハ・高度専門職第2号) (参考書式)	342
4) その他就労できる在留資格	344
① 外交	344
② 公用	345
③ 教授	346
④ 芸術	347
⑤ 宗教	348
⑥ 報道	349
⑦ 法律・会計業務	350
⑧ 医療	351
⑨ 研究	352
⑩ 教育	353
⑪ 興行	355
⑫ 技能実習	358
5) 外国人ごとに活動内容が指定される在留資格	358
① 特定活動	358
コラム 日本の大学を卒業した留学生の就職機会拡大～在留資格「特定活動」の追加～	360
6) 原則として就労が認められない在留資格	362
① 文化活動	362
② 短期滞在	363
③ 留学	364
④ 研修	365
⑤ 家族滞在	366
コラム 在留資格変更や更新時に、資格外活動許可の申請も必要なことを忘れていませんか？	368



7) 就労制限のない在留資格	368
① 永住者	369
② 日本人の配偶者等	370
③ 永住者の配偶者等	370
④ 定住者	371
■身元保証書（参考資料）	374
コラム 在留期間が多く残っているなかで、日本人、永住者、定住者の配偶者と離婚をした外国人が行うべき、在留資格変更への対応	376
8) 特別永住者	377
9) 日本に帰化した元外国人	378

第6章 **罰則など留意すべき事項** ～安心して外国人を雇用し続けるために～

1 入管法に規定されている主な罰則	382
1) 不法就労助長罪	382
2) 営利目的在留資格等不正取得助長罪	383
3) 在留資格取消事由の強化	385
【コラム】えっ！？ 在留不良！？ 在留資格取消事由に該当するケース	386
2 14日以内の届出を忘れずに～外国人は「活動機関、契約機関、配偶者に関する届出」が必要です～	388
1) 所属（活動）機関に関する届出手続	389
■所属機関に関する届出（所属（活動）機関の名称変更、所在地変更又は消滅）	
392	
■活動機関に関する届出（離脱）	394
■活動機関に関する届出（移籍）	396
■活動機関に関する届出（複数届出：「離脱」と「移籍」）	398
2) 所属（契約）機関に関する届出手續	400
■所属機関に関する届出（所属（契約）機関の名称変更、所在地変更又は消滅）	
402	
■契約機関に関する届出（契約の終了）	404



■契約機関に関する届出（新たな契約の締結）	406
■契約機関に関する届出（複数届出：「契約終了」と「新たな契約締結」）	408
3) 配偶者に関する届出手続	410
■配偶者に関する届出（配偶者との離婚又は死別）	412
3 企業などが行うべき届出	414
■中長期在留者の受入れに関する届出（受入れの開始／終了共通様式）	416
■中長期在留者の受入れに関する届出（「留学」以外複数：受入れの開始／終了）	
418	
■別紙リスト	420
4 その他の手続き	422
1) 中長期在留外国人の住居地に関する3つの届出	422
2) 住居地以外の在留カード記載事項に変更があったとき	425
■在留カード記載事項変更届出書	426

第7章 外国人労働者の労働・社会保険と労務管理

1 受入れ体制の整備	430
1) 外国人労働者受入れの前に	430
2) 日本と外国の人事制度の違い	432
3) 給与・報酬設定上の注意	435
4) 人事制度の見直し	438
■職務記述書	442
5) 外国人労働者との仕事の仕方	444
6) 外国人労働者への生活支援	447
2 募集・採用	450
1) 外国人労働者の募集方法	450
2) 外国人労働者の採用	455
コラム 採用する側と採用される側のミスマッチ	457
3) 労働条件通知書・雇用契約書	458
■労働条件通知書（英語版）	462

4) 就業規則	466
5) 社会保険の加入を拒否された場合	469
6) 外国人留学生の就職が変わる？	471
3 入社手続	475
1) 社会保険制度	475
2) 社会保険加入手続	480
■厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届	484
■日米社会保障協定厚生年金保険健康保険・船員保険適用証明書交付申請書	
486	
■国民年金保険料免除・納付猶予申請書	488
3) 扶養家族の範囲と手続き	490
■健康保険被扶養者（異動）届	496
■被扶養者現況申立書	498
4) 労働保険	500
■雇用保険被保険者資格取得届	502
■雇入れ・離職に係る外国人雇用状況届出書	506
■ラム 外国人労働者向けの情報サイト	509
4 在職中の労務管理	510
1) 労働時間管理	510
■留学生アルバイト用勤怠管理表	513
2) 給与計算	514
■給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（英語版）	516
■ラム グロスアップ計算の例	519
3) 安全衛生・健康管理	521
4) 病気・ケガの治療	526
■海外療養費支給申請書	528
■労働者死傷病報告	534
5) 年次有給休暇	536
6) 解雇・退職勧奨	538
■退職合意書	543
5 退職手続	544
1) 社会保険の手続き、失業給付	544
■雇用保険被保険者資格喪失・氏名変更届	546

■雇入れ・離職に係る外国人雇用状況届出書	548
2) 退職時の給与	550
■退職連絡票	552
3) 住民税	552
4) 脱退一時金	553
■脱退一時金請求書（英語版）	556

第8章 外国人技能実習制度—新在留資格「特定技能」創設に伴いその役割が進化している注目の制度—

1 外国人技能実習制度の概要	560
1) 目的	560
2) 技能実習生の受入れ状況	561
コラム 外国人技能実習制度を活用するにあたっての留意点 一技能実習に付きまとうウラのお金一	564
■技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書	566
2 外国人技能実習制度の仕組み	568
1) 団体監理型と企業単独型	568
2) 技能実習計画の主な認定基準	570
3) 技能実習生を受け入れるための人数枠	573
コラム 夫婦で日本に働きにくる技能実習生のすがた	576
4) 団体監理型による技能実習生受入れまでの流れ	576
STEP 1：技能実習生受入れを依頼する監理団体の選定	578
STEP 2：監理団体による技能実習生受入れ職種等の事前審査	578
STEP 3：技能実習生受入れの決定	582
■技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書	584
■技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書	586
STEP 4：送出し機関による技能実習生候補者の募集	588
STEP 5：技能実習生選考会（現地面接等）の実施	588
STEP 6：技能実習生と受入れ企業との雇用契約締結	589
■技能実習のための雇用契約書	592

■雇用条件書	594
■技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書	598
STEP 7：送出し機関による入国前講習	601
STEP 8：外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請	602
■申請者の誓約書	606
■技能実習計画認定申請書	608
(第1面・技能実習計画認定申請書)	608
(第2面・技能実習計画)	610
(第3面・入国後講習実施予定表)	614
(第4面・実習実施予定表)	617
(第5面・実習実施予定表(1年目))	621
(第6面・実習実施予定表(2年目))	625
(第7面・欠格事由非該当の誓約)	629
コラム 技能実習生の報酬	631
■技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書	632
(①同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合)	632
(②同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合で賃金規程ありの場合)	640
(③同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合で賃金規程なしの場合)	648
■同業種業務従事経験等証明書(団体監理型技能実習)	656
■外国の所属機関による証明書(団体監理型技能実習)	658
STEP 9：出入国在留管理局へ在留資格認定証明書交付申請	660
STEP10：日本大使館へ査証(VISA)申請	660
STEP11：日本入国	660
STEP12：監理団体による入国後講習の開始	660
STEP13：企業配属(受け入れ企業において技能実習開始)	662
■技能実習生宿舎備品チェックシート	664
5) 受入れ後の実習実施者(受け入れ先企業)の主な役割	665
コラム 技能実習生の住宅について一技能実習生の住む住宅には様々な条件がある	
る一	667
■技能実習日誌	668
■技能実習生一覧表	670

- 認定計画の履行状況に係る管理簿 672
- 6) 監理団体選定のための10のポイント 674

巻末資料

- 資料1** 地方出入国在留管理局一覧 678
- 資料2** 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について 679
- 資料3** 特定技能1号の活動として従事する業務と技能実習2号との関連性（詳細版） 683
- 資料4** 分野別協議会の設置状況について 703
- 資料5** 在留資格「特定技能」についての問合せ先 704
- 資料6** 特定技能外国人の在留諸申請に係る提出書類一覧・確認表 706
- 資料7** 平成31年3月20日公表 法務省編1号特定技能外国人支援に関する運用要領－1号特定技能外国人支援計画の基準について 712
- 資料8**
 - ①入国情目的別に見る使用する申請書一覧 737
 - ②在留目的（変更後）別に見る使用する申請書一覧 739
 - ③在留目的（更新時）別に見る使用する申請書一覧 741
- 資料9** 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針 743
- 資料10** 技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表 756
- 資料11** 外国人技能実習機構所在地 761



第1章

外国人受入れ、就労拡大へ ～外国人採用・雇用のターニングポイント～

2018年の第197回臨時国会で『出入国管理及び難民認定法』(以下、「入管法」という)が改正され、外国人材受入れ拡大のための在留資格の創設などが新たに盛り込まれました(同年12月8日成立、12月14日公布、2019年4月1日施行)。

同法は、外国人受入れと就労拡大のための関係法を整備するもので、本書では改正入管法と表記します。

これまで日本が受け入れてきた就労目的の外国人は、高度な専門的知識や技術を有する外国人(いわゆる高度人材外国人)のみでした。

しかし、近年の深刻な人材不足を背景に、特に人材確保が困難である地域や産業分野において、これまでの高度人材以外の外国人も受け入れることのできるよう大きな政策転換が行われ、今回の改正入管法の成立に至りました。

本章では、今回の改正事項(①出入国在留管理庁の設置、②新在留資格「特定技能」の創設)について解説します。



1

出入国在留管理庁の設置

外国人を雇用している企業に限らず、一般の方でも海外旅行やメディアなどで「入管」や「イミグレーション」という言葉を一度は耳にしたことがある方が多いと思います。

しかし、入管やイミグレーションがどういう役割や仕事をしているのかをきちんと説明できる人は少ないのではないでしょうか。

入管の仕事は、主に次の5つです。

〈入管の主な仕事〉

- i) すべての人の出入国の公正な管理（例：日本人および外国人の出国審査、日本人の帰国、外国人の入国審査など）
- ii) 外国人の在留の管理（例：在留資格や在留期間の審査など）
- iii) 中長期在留外国人の在留管理（例：在留カードの発行、各種届出の受付や確認など）
- iv) 外国人の退去強制（例：不法就労、密入国、犯罪など）
- v) 難民の認定

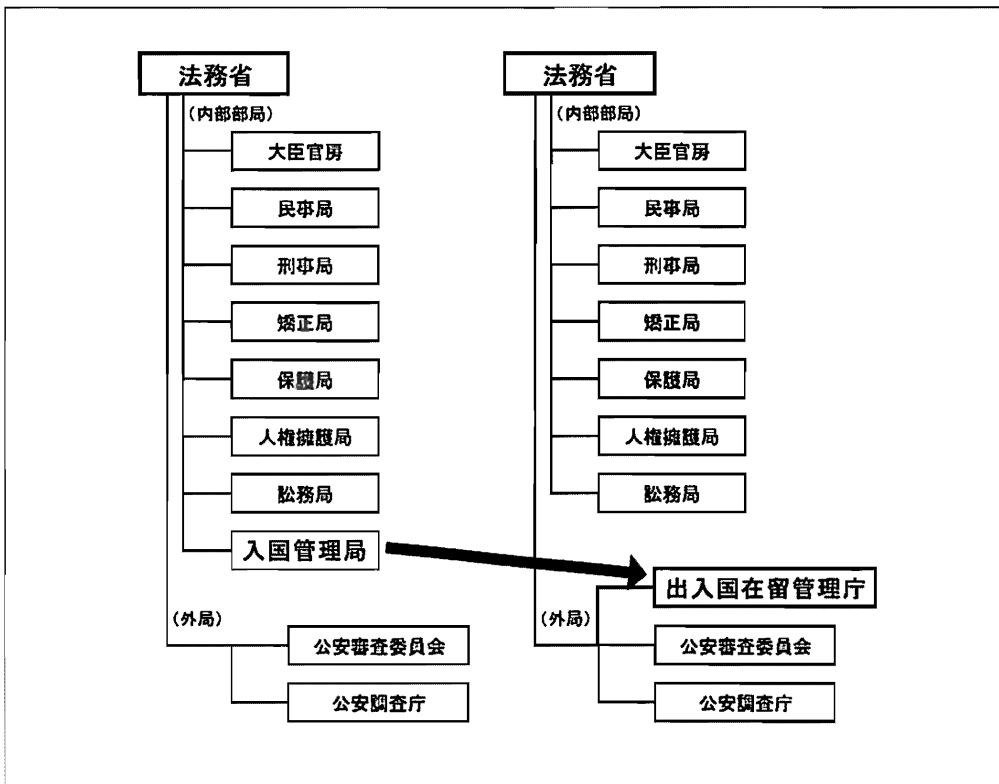
日本の出入国管理業務は、これまで法務省の内局であった入国管理局とその地方出先機関（地方入国管理局、同支局、出張所、入国管理センター）で行われていました。

法務省入国管理局作成の『出入国管理のしおり（2018）』によると、2018年度未定員で出入国管理行政に関わる職員は4,870人で、うち入国審査官は全国で3,142人、入国警備官（いわゆる入管Gメン）は全国で1,444人、法務事務官（一般的な事務）や法務技官（医師・看護師など）は全国で284人という体制でした。

また、入管行政を行うための機構として、法務省に入国管理局が設けられているほか、地方入国管理局が8カ所、同支局が7カ所、出張所が61カ所、そして入国管理センターが2カ所あります（2019年3月末時点）。

このような役割と組織で日本の出入国管理を担ってきた入国管理局でしたが、新たな外国人材の受入れに関する環境整備や業務の質・量の変化に対応していくため、2019年4月1日より、これまでの法務省の内部部局から外局の「出入国在留管理庁」に格上げされました。

〈入国管理局から出入国在留管理庁へ〉



(出典：出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案の骨子について)

その機構は、大きく「出入国管理部」と「在留管理支援部」からなり、定員を大幅に増やし（前年度比546人増の5,432人、2019年度法務省予算より）、外国人材の受入れ拡大に対応していく一方で、外国人や外国人を雇用する企業への在留管理の強化や指導・助言、新制度である登録支援機関（詳しくは186ページ参照）への登録、指導・助言などの役割も担います。

なお、本書では、今回の改正入管法に合わせて、これまでの「入国管理局」は「出入国在留管理庁」または「入管」と表記します。

2

新在留資格の創設 ～在留資格「特定技能」とは～

1) 在留資格「特定技能」創設の背景および目的

人手が足りずに営業時間の短縮や休業を余儀なくされている企業の報道を度々目にしますが、統計などでも企業の人手不足感は、バブル期以来の水準にまで上昇しています。実際に人手不足は深刻化しており、日本の経済成長や社会基盤の持続性などにも大きな懸念が生じてきました。

このような現状に鑑み、2018年2月20日の経済財政諮問会議における内閣総理大臣の指示により、深刻な人手不足に対応するため、外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要があるとされました。

その後、急ピッチで外国人の受入れや就労拡大のための検討が重ねられ、2018年12月の第197回臨時国会にて改正入管法が成立しました。

その目的は、「生産性の向上」（例：ロボットの導入やITの利活用など）や「国内人材確保」（例：女性や高齢者、就職困難者などの就業支援や待遇の改善など）の取組みを行ってもなお人材を確保することが難しい状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れることを可能とするものです。そこで新しく創設されたのが在留資格「特定技能」です

2) 在留資格「特定技能」の概要

① 特定産業分野と業務区分

人手不足であれば、どんな業種や職種でも在留資格「特定技能」の外国人（以下、「特定技能外国人」という）を受け入れられるわけではなく、対象となる分野は限られています

「入管法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」（2019年法務省令第6号）における、産業上の分野は次の14分野と

定められ、「特定産業分野」と呼ばれています。

〈特定産業分野〉

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 介護分野 | 8. 自動車整備分野 |
| 2. ビルクリーニング分野 | 9. 航空分野 |
| 3. 素形材産業分野 | 10. 宿泊分野 |
| 4. 産業機械製造業分野 | 11. 農業分野 |
| 5. 電気・電子情報関連産業分野 | 12. 漁業分野 |
| 6. 建設分野 | 13. 飲食料品製造業分野 |
| 7. 造船・舶用工業分野 | 14. 外食業分野 |

ただし、ちょっと待ってください！

「うちは素形材産業分野だから特定技能外国人を採用・雇用できる」と準備を進める前に、まだ確認しなければならないことがあります（次ページ図表参照）。

図表のように、分野別運用方針および運用要領に記載のある日本標準産業分類に基づく「受入れ産業分類」の確認（Q1の部分）、続いて特定技能1号における「業務区分（技能実習2号移行対象職種か？ または試験合格区分の対象になっている業務か？）」（Q2の部分）、「自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか」（Q3の部分）の確認をして、初めて特定技能外国人の受入れを検討することになります。

また、特定技能外国人が、複数の特定産業分野の技能水準および日本語能力水準を満たしたうえで、それらに対応する複数の特定産業分野の業務を行わせる場合には、在留資格認定証明書交付申請書、在留資格変更許可申請書、在留期間更新許可申請書内にある「従事すべき業務の内容」に「主たる業務」および「従たる業務」を記載することで（書式の記載例38ページ参照）、法務大臣が当該複数の特定産業分野に従事することを認めています。

たとえば、「塗装」の技能実習2号を良好に修了した外国人が、「素形材産業分野」と「産業機械製造業分野」の複数分野において、金属塗装に従事するといったことが挙げられます。

なお、本項では素形材産業分野を例に解説しますが、14分野の技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係については、巻末資料2（679ページ～）をご参照ください。

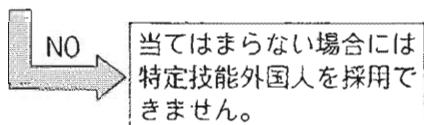
〈図表：特定技能外国人を受け入れるための確認事項〉

Q 1：貴社は分野別運用方針および運用要領で掲げられた産業分類に当てはまるか？

日本標準産業分類に基づく14分野の受入れ可能な産業分類については、各分野別運用方針で詳しく解説されています。本書で14分野についてそれぞれ解説すると膨大な量になるため、素形材産業分野の受入れ産業分類を一例に記載しています。自社の産業分類については、下記の2つをご確認ください。

(※出入国在留管理庁ホームページ『特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）』、『特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領』)

例) 素形材産業分野の受入れ産業分類
(日本標準産業分類に基づく)



■素形材産業分野

- 2194 鋳型製造業（中子を含む） • 225 鉄素形材製造業
- 235 非鉄金属素形材製造業 • 2424 作業工具製造業
- 2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- 245 金属素形材製品製造業 • 2465 金属熱処理業
- 2534 工業窯炉製造業 • 2592 弁・同附属品製造業
- 2651 鋸造装置製造業
- 2691 金属用金型・同部分品・附屬品製造業
- 2692 非金属用金型・同部分品・附屬品製造業
- 2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
- 3295 工業用模型製造業

(出典：経済産業省ホームページ「特定技能」の在留資格について製造業の3分野の特有の事情に鑑みた基準の告示を公布しました)



Q 2：技能実習生（2号）が現在行っている職種・作業から特定技能1号における分野（業務区分）に移行できるか？ または試験合格区分が設けられているか？（巻末資料3（683ページ）参照）



当てはまらない場合には特定技能外国人を採用できません。

右の表で確認すると、「鉄工」（職種名）の「構造物鉄工」（作業名）の作業に従事していた技能実習生は素形材産業分野および電気・電子情報関連産業分野の特定技能1号に移行することはできません。ただし、当該外国人実習生が素形材産業分野または電気・電子情報関連産業分野に該当する技能試験に合格すれば、素形材産業分野または電気・電子情報関連産業分野で特定技能1号を取得できる可能性があります。

一方、「鉄工」の「構造物鉄工」の作業に従事していた技能実習生は、産業機械製造業分野に該当しますので、産業機械製造分野の特定技能1号に移行することができます。

例) 技能実習から特定技能1号への移行対象一覧 (製造3分野)

職種名	作業名	分野
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	素形材産業
	非鉄金属鋳物鋳造	
	パンマ型鋳造	
	プレス型鋳造	
	ホットドランバダイカスト	
	コールドドランバダイカスト	
	普通旋盤	
	フライス盤	
	数値制御旋盤	
	マシニングセンタ	
金属プレス加工	金属プレス	電気・電子情報関連産業
	構造物鉄工	
	機械板金	
	電気めっき	
	溶融亜鉛めっき	
	アルミニウム陽極酸化処理	
	陽極化処理	
	治工具仕上げ	
	金型仕上げ	
	機械組立仕上げ	
機械検査	機械検査	電気・電子情報関連産業
	機械保全	
	電子機器組立て	
	回転電機組立て	
	変圧器組立て	
	起電盤・制御盤組立て	
	開閉制御器具組立て	
	回転電機巻線製作	
	プリント配線板設計	産業機械製造業
	プリント配線板製造	
プラスチック成形	圧縮成形	
	射出成形	
	インフレーション成形	
	プロー成形	
	建築塗装	
	金属塗装	
	鋼橋塗装	
	噴霧塗装	
	溶接	
	手溶接	
工業包装	半自動溶接	電気・電子情報関連産業
	工業包装	

(出典：経済産業省製造産業局 製造業における外国人材の受入れについて)



- 技能実習2号修了生と雇用締結
- または
- 日本語試験および技能試験の合格者と雇用契約締結



※「建設特定技能受入計画の認定(国土交通省)」「建設分野」が必要になるなど、分野により上乗せされている基準もあります。

登録支援機関に支援業務を委託(一部または全部)
(186ページ参照)

Q3：自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか？

NO

自社で支援
YES

YES

YES

在留資格(特定技能1号)の申請



今回新設された在留資格「特定技能」では、これまでの技能実習制度における職種および作業に加え、分野および業務区分という概念が入ってきました。

たとえば、多くの技能実習生が建設業の会社で「溶接」の作業に従事しています。しかし、建設業者が「溶接」の実習実施機関である場合には、建設分野の特定技能受入れ業務区分として「溶接」は対象外となっています（巻末資料 679 および 683 ページ参照）。2019 年度に建設分野で受け入れることのできる特定技能外国人は、①型枠施工、②鉄筋施工、③屋根ふき、④左官、⑤内装仕上げ、⑥コンクリート圧送、⑦建設機械施工、⑧トンネル推進工、⑨土工、⑩電気通信、⑪鉄筋継手の 11 職種となっているからです。

一方、「溶接」（業務区分）の視点から特定技能に移行できる分野を見てみると、「素形材産業」「産業機械製造業」「電気・電子情報関連産業」「造船・舶用工業」の 4 分野となっています。このうち、「素形材産業」「産業機械製造業」「電気・電子情報関連産業」（製造 3 分野）のいずれかに該当する実習実施機関で「溶接」の作業に従事していた外国人は、製造 3 分野内で特定技能外国人として就職することも転職することも可能です。一方、同じ溶接であっても当該外国人実習者は「造船・舶用工業」は分野が異なるため、技能実習 2 号からの移行ルートは使えません。もし「造船・舶用工業」で特定技能外国人として就労を希望する場合には、「造船・舶用工業」分野の技能試験に合格する必要があります（巻末資料 3、683 ページ参照）。

建設分野における「溶接」は 2019 年度の特定技能の対象職種とはなっていませんが、国土交通省が作成している資料によると 2020 年度以降の受入れ対象職種として検討されています。

そのため、今後は分野や業務区分が追加されてくることが十分に予想されます。制度施行当初に対象外であっても、業界団体などによる意向や働きかけはもちろんのこと、業界団体などが海外で技能試験を実施できる準備があるかどうかかも、業務区分の追加選定にかかわる大きなポイントになってくるでしょう。

② 「特定技能 1 号」と「特定技能 2 号」

新しい在留資格「特定技能」は、1 号と 2 号に分けられます。

その違いは主に技能水準によって区別されており、「特定技能 1 号」は相当程

●著者略歴



永井 知子 (ながい ともこ)

コスモポリタン インターナショナル HRソリューションズ

代表

一般社団法人未来友 國際労務アドバイザー

特定社会保険労務士。青山学院大学大学院法学研究科 ビジネス法務専攻人事労務コース 修士課程修了（ビジネスロー）。東京都社会保険労務士会新宿支部 広報委員会副委員長。海外赴任に伴う社会保険事務、外国人の労務管理について専門誌で多数執筆、都内・地方各地でセミナーを開催。また、外国人技能実習制度に関する養成講習や派遣元責任者講習、職業紹介責任者講習の講師として全国各地で講義を担当。

○コスモポリタン インターナショナル HRソリューションズ

URL : <http://www.cosmopolitan-hr.com/>

○一般社団法人未来友

URL : <http://miraiyu.jpn.org/>

○東京都社会保険労務士会新宿支部 HR NEWS TOPICS

URL : <http://sr-shinjukushibu.jp/hrnews/>



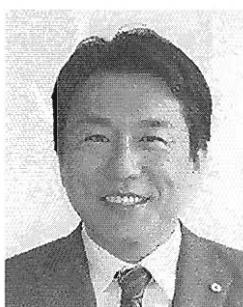
鳥居 さくら (とりい さくら)

アルバ国際行政書士事務所 代表

行政書士・出入国在留管理局長届出済申請取次行政書士。茨城県つくば市出身。上智大学文学部史学科卒業。ロンドン大学大学院(University College London) 地理研究科環境社会学修士課程修了。都市計画・まちづくりコンサルタント会社、環境系の非営利団体で勤務 2013年1月行政書士試験合格後、都内の行政書士事務所勤務を経て、2014年8月開業。「建設業許可」に関連する許認可業務、及び外国人の「在留資格」（特に就労系）に特化した事務所として、個人・企業からのご相談、手続業務を行っている。

○アルバ国際行政書士事務所

URL : <http://alba-international-as.com>



橋本 裕介 (はしもと ゆうすけ)

公益財團法人国際労務管理財團大阪事務所 所長

社会保険労務士、行政書士（有資格）、
キャリアコンサルタント。

1980年4月3日生まれ。兵庫県たつの市出身（播磨の小京都。そうめんと醤油の町）。同志社大学文学部社会学科産業関係学専攻 卒業。同志社大学大学院総合政策科学研究科公共政策コース 博士前期課程 修了。同志社大学大学院総合政策科学研究科公共政策コース 博士後期課程 単位取得退学。大手金融機関、厚生労働省、日本年金機構本部事業企画部門 勤務を経て現職。外国人技能実習生、特定技能外国人の受け入れ支援や外国人雇用のための労務管理コンサルティングを専門としている。企業や業界団体などでの講演、研修、セミナー講師実績も多数あり。

○公益財團法人国際労務管理財團

<http://www.ipm.or.jp/>